



新居浜

新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画

未来を創り出す子どもが育つまちづくり

**人と地域ので豊かな心を育み、
つながり、学び合うまちづくり**

令和5年4月

新居浜市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 新居浜市における将来人口の推移	2
2 新居浜市の小・中学校の現状と見込み	3
(1) 児童生徒数と学級数の推移	3
(2) 児童生徒数の将来的な見込み	4
(3) 小・中学校の立地状況（船木中学校ひびき分校を除く）	5
(4) 小・中学校の施設の状況	6
(5) 小・中学校の学校規模の状況（船木中学校ひびき分校を除く）	7
3 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方	8
(1) 教育的な観点について	8
(2) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題について	8
(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響について	8
(4) 望ましい学校規模について	9
(5) 望ましい学級規模について	9
(6) 学校の適正配置について	10
(7) 規模適正化の検討基準について	10
4 規模適正化を図る手法について	12
5 小規模校を存続させる場合の教育の充実	13
(1) 小規模校のメリットを最大化する方策	13
(2) 小規模校のデメリットを解消・緩和する方策	13
6 規模適正化・適正配置の進め方	14
7 規模適正化・適正配置を進める上で留意すべき事項	15
(1) 関係者の理解・協力・合意形成を図っていくことについて	15
(2) 学校統合の場合の児童・生徒の環境変化への対応について	15
(3) 通学時間、距離が長くなることに対する対応について	15
(4) 地域コミュニティの核としての性格への配慮について	15
(5) 学校と地域との関係を維持する取組について	15
(6) 関連計画との関連性について	16
(7) 学校の統廃合に伴う跡地の活用について	16
8 地区ごとの規模適正化基本計画（案）	17
(1) 川西地区	18
(2) 川東地区	20
(3) 上部地区	22
9 基本計画の見直し	24
<参考資料>	25

はじめに

本市では、将来都市像を「－豊かな心で幸せつむぐ－ 人が輝く あかがねのまち にいはま」と定めた「第六次新居浜市長期総合計画」を策定し、令和4年度は2年目にあたります。

6つのまちづくりの目標のうち、「目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり(子育て・教育)」の中では、施策の一つとして「学校教育の充実」を掲げ、地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進、児童・生徒の健全育成のための取組を行うとともに、安心・安全で充実した教育環境の整備に努めることとしています。

一方で、全国的に少子高齢化が進む中、本市においても人口減少が避けられず、児童生徒数も減少傾向をたどり、小・中学校では学校の小規模化が進行しており、教育環境に様々な課題が生じることが懸念されます。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられ、学校の規模適正化を図ることが喫緊の課題となっています。

また、学校施設の老朽化対策が課題となっており、多くの施設の改修または改築の時期が迫っていることから、今後、改築などの予算が短期間に集中し、市の財政負担が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、本市では平成29年5月に「新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会」を設置し、以来令和3年2月まで計14回にわたり会議を開催し、文部科学省が平成27年1月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を参考にしつつ、新居浜市の子どもたちの豊かな学びを支える教育の充実を目指し、10年後、20年後の本市の小・中学校のあるべき姿について様々な議論を重ねていただき、その検討結果を令和3年3月に「新居浜市今後の学校の在り方について」として答申いただきました。

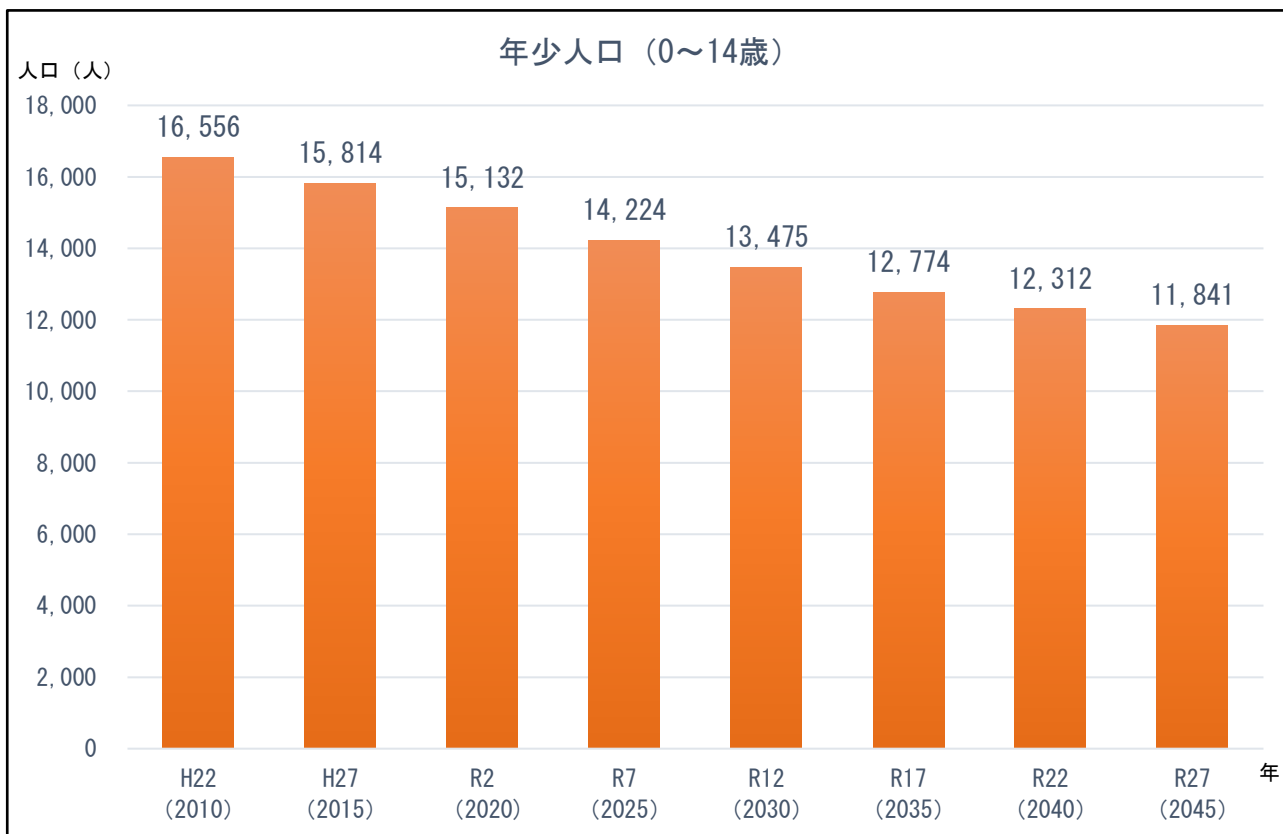
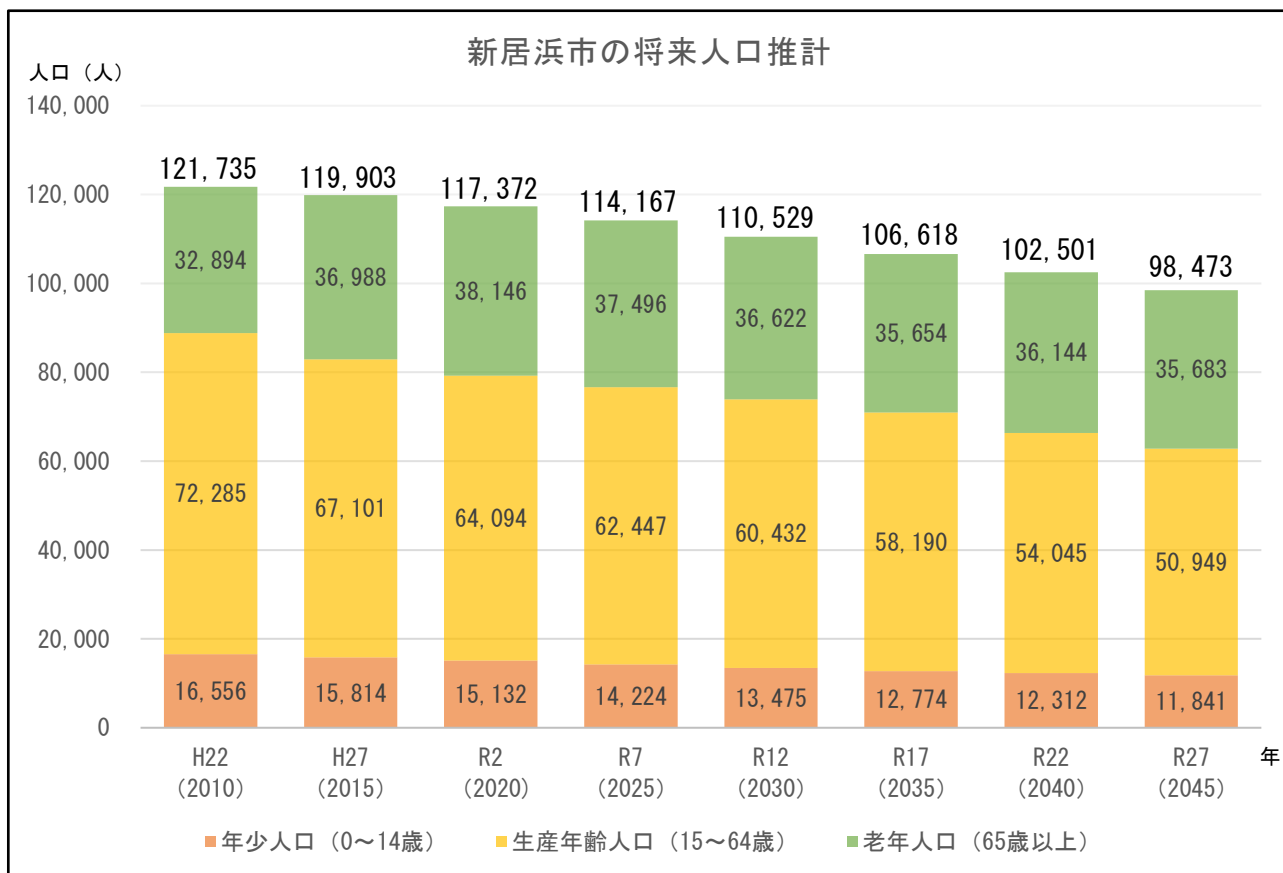
教育委員会では、この答申を受け、本市における小・中学校の規模及び配置の在り方について基本的な考えを整理し、今後の具体的な方策等についてとりまとめ、「新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」を策定しました。

今後は、本基本計画をもとに保護者や地域住民、学校関係者などと話し合い、合意形成を図りながら学校の規模適正化や適正配置に取り組み、児童生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図ります。

新居浜市教育委員会

1 新居浜市における将来人口の推計

本市では、今後も少子高齢化が進行し、また総人口は、2010年の121,735人から、2045年には19.1%減の98,473人まで減少する見込みです。特に年少人口にいたっては、2010年の16,556人から、2045年には28.5%減の11,841人まで減少する見込みとなっています。



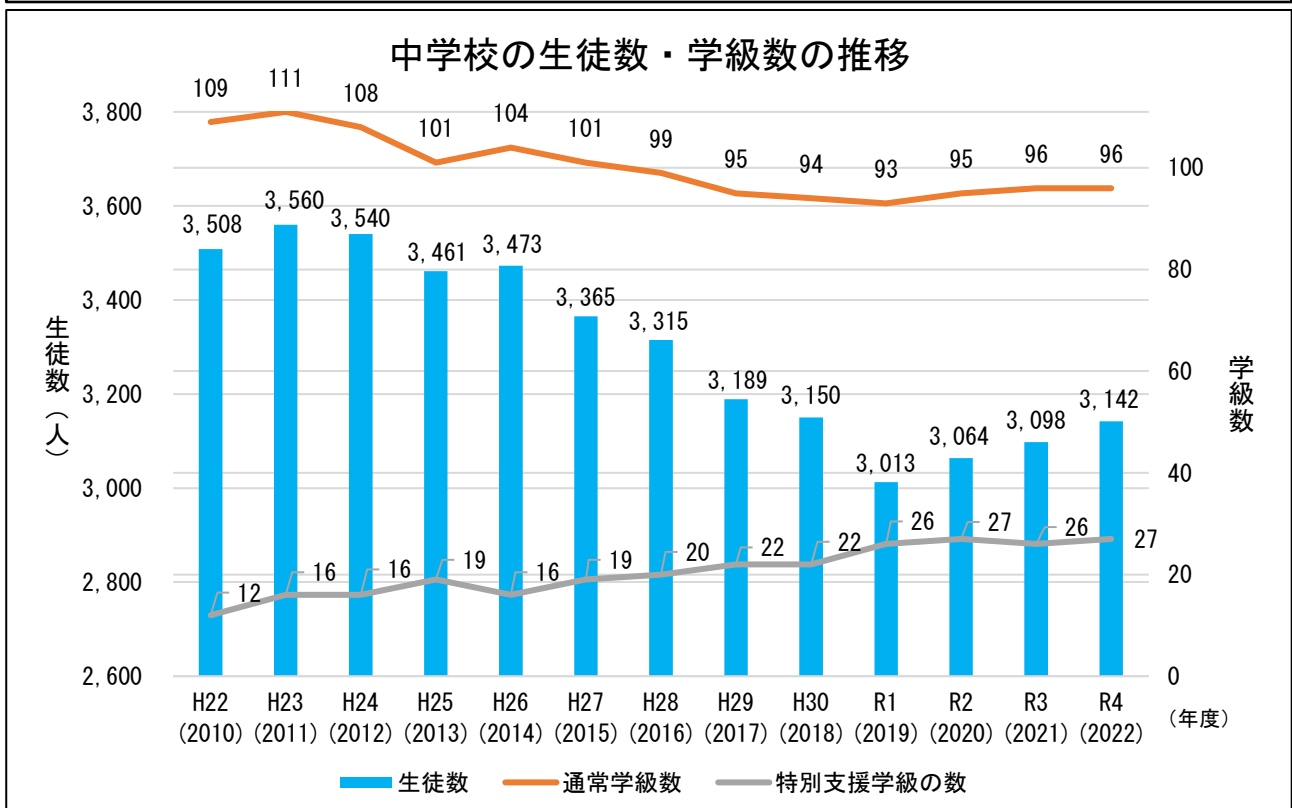
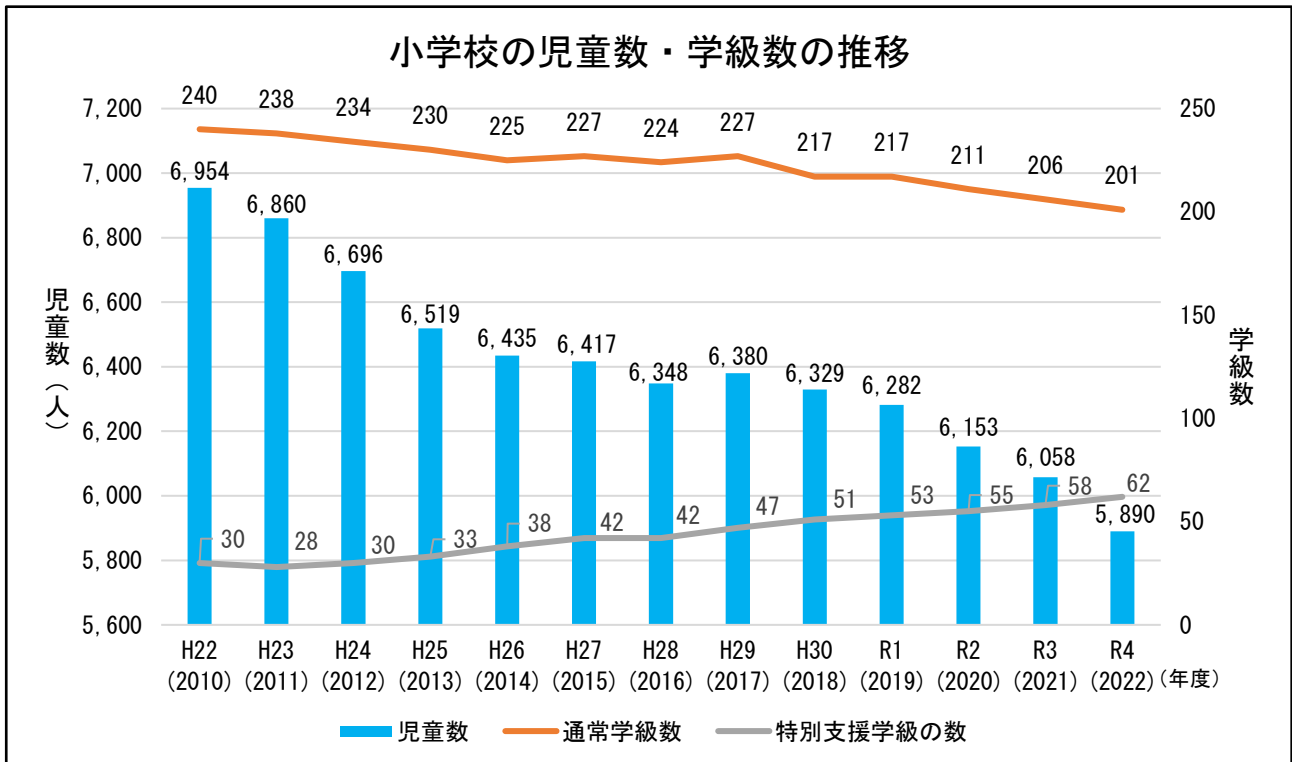
※国立社会保障・人口問題研究所推計より

2 新居浜市の小・中学校の現状と見込み

(1) 児童生徒数と学級数の推移

小学校の児童数及び通常学級数については、年々減少傾向にあります。特別支援学級の数については、増加傾向にあります。児童数について、2022年は6,000人を割り込んでおり、今後も、児童数及び通常学級数は、減少することが予想されます。

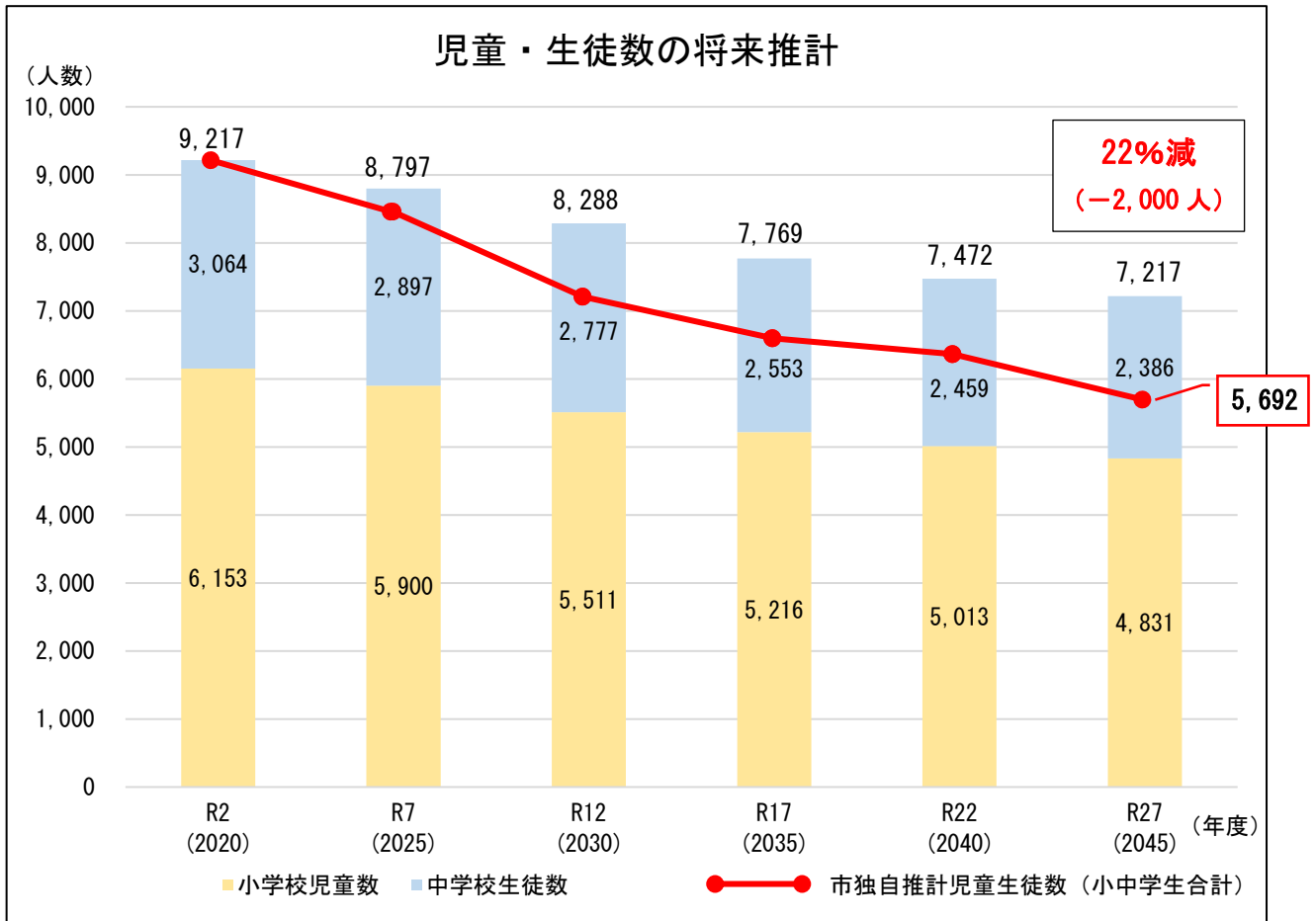
中学校の生徒数及び通常学級数についても、年々減少傾向にありましたが、ここ数年は微増となっております。特別支援学級の数については増加傾向にあります。しかしながら、小学校の児童数の推移から、生徒数及び学級数は今後益々減少していくことが予想されます。



(2) 児童生徒数の将来的な見込み

児童生徒数について、2030年度には8,300人程度に、さらに2045年度には7,200人程度になると見込まれ、2020年度と比較すると2,000人減少する見込みとなっています。これは、現在の児童生徒数と比べると、約22%減少することになります。

また、住民基本台帳を基に市独自で推計した児童生徒数は、2045年度の時点で5,700人程度になると見込まれ、なお一層少子化が進む可能性があります。



※児童生徒数の将来推計については、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「市区町村別将来人口推計（平成30年推計）」を基に推計した。（R2年6月 総合政策課）

(3) 小・中学校の立地状況（船木中学校ひびき除く）

本市は明治22年に町村制実施によって新居浜村となり、明治41年に新居浜町となりました。その後、昭和12年に新居浜町を中心に金子村及び高津村が合併して市制を施行しました。その後、昭和28年に垣生、神郷、多喜浜、大島の4か村を、昭和30年には泉川、船木、中萩、大生院の2町2村を、昭和34年に角野町を、そして平成15年には別子山村を合併し、現在に至っています。

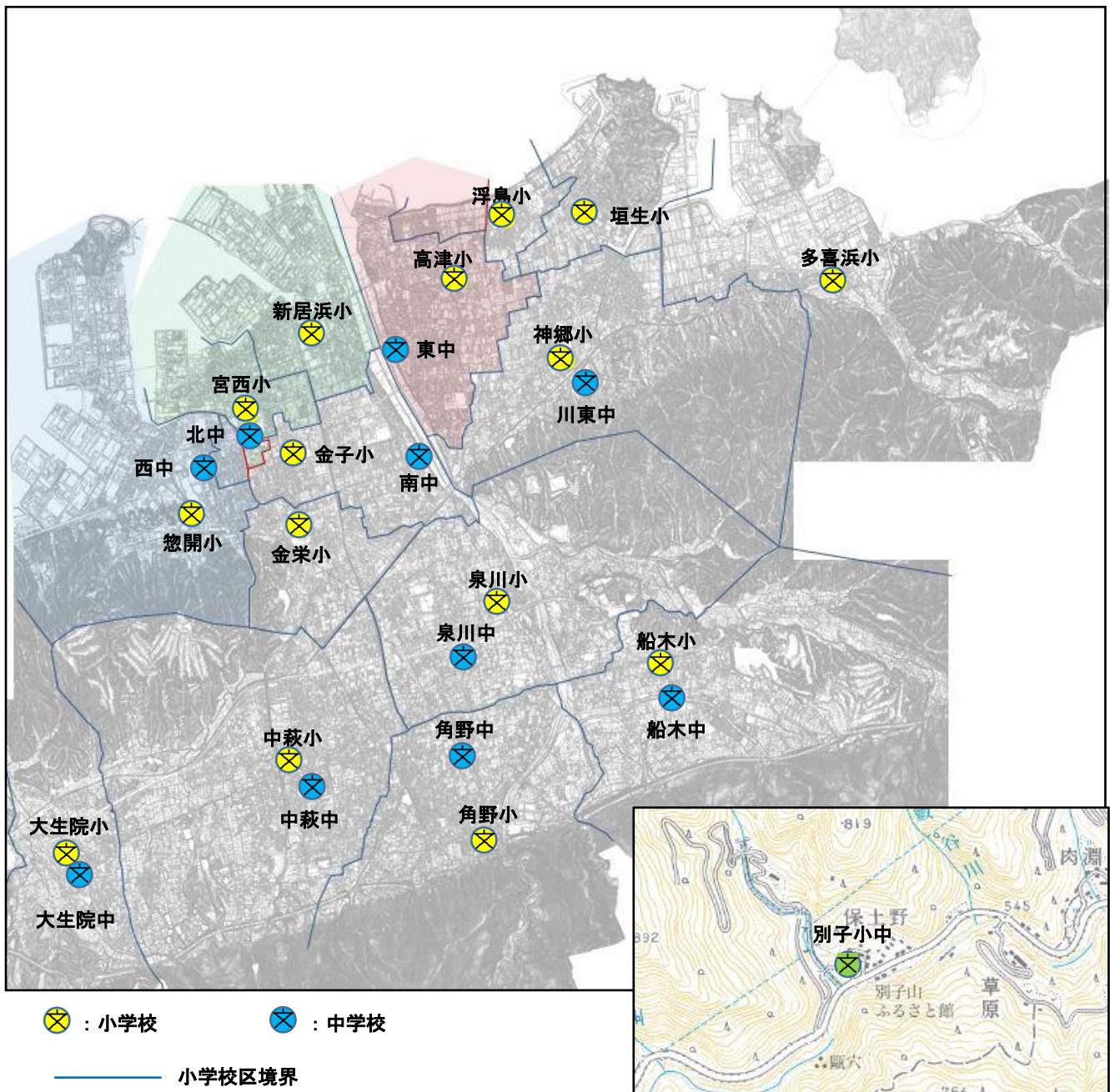
合併前の地区ごとの状況から、現在、川西地区には小学校が5校、中学校が3校、川東地区には小学校が5校、中学校が2校、上部地区には小学校、中学校ともに5校が立地しています。

川西地区は、児童急増期に分離校（宮西小、若宮小（H29 廃校）、金栄小）を設置しましたが、その後、ドーナツ化現象で全体的に人口が減少し、狭いエリアに学校が多く配置されています。

川東地区は、児童急増期に分離校（浮島小）を設置しましたが、高津小、神郷小以外は小規模校となっています。

上部地区は、合併前の町村単位で小学校、中学校が配置されています。

別子山地区は、施設一体型の別子小中学校が設置されています。



(4) 小・中学校の施設の状況

本市では、昭和 33 年から 50 年代までに建設された施設がほとんどで、老朽化が進んでいます。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場と同時に、地域住民の社会体育や交流の場であり、また、災害時における避難場所として指定されており、安全・安心な環境を確保する必要があります。

地区	学校名	建築年度 (最古棟)	築年数
川 西	新居浜小学校	昭和 61 年	36 年
	宮西小学校	昭和 52 年	45 年
	惣開小学校	昭和 55 年	42 年
	金栄小学校	昭和 54 年	43 年
	金子小学校	昭和 38 年	59 年
	北中学校	昭和 54 年	43 年
	西中学校	平成 11 年	23 年
	南中学校	昭和 53 年	44 年
川 東	神郷小学校	昭和 39 年	58 年
	多喜浜小学校	昭和 55 年	42 年
	垣生小学校	昭和 53 年	44 年
	浮島小学校	昭和 50 年	47 年
	高津小学校	昭和 48 年	49 年
	東中学校	昭和 54 年	43 年
	川東中学校	昭和 45 年	52 年
上 部	泉川小学校	昭和 53 年	44 年
	角野小学校	昭和 33 年	64 年
	船木小学校	昭和 53 年	44 年
	中萩小学校	昭和 42 年	55 年
	大生院小学校	昭和 54 年	43 年
	泉川中学校	昭和 54 年	43 年
	角野中学校	昭和 49 年	48 年
	船木中学校	昭和 55 年	42 年
	中萩中学校	昭和 52 年	45 年
	大生院中学校	昭和 56 年	41 年
別子山	別子小中学校	昭和 44 年	53 年

※泉川小学校は最古棟の南棟(昭和 46 年)について平成 28 年度に長寿命化工事実施済のため北棟を記載。

※立地条件、施工状況等により、築年数が短くても劣化が進んでいる建物、逆に築年数が長くても状態の良い建物あり。

(5) 小・中学校の学校規模の状況（船木中学校ひびき分校を除く）

学校規模について、学校教育法施行規則等により、小・中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされ、学級数により過小規模から過大規模までの5段階に区分されています。（学級数特別支援学級は含まない）これにより、令和4年度における本市の小・中学校を分類すると次のとおりとなります。

地理的要因から過小規模となっている別子小中学校を除くと、本市には過小規模校、過大規模校はありませんが、小・中学校ともに小規模校が多くなっています。

分類	過小規模	小規模	標準規模	大規模	過大規模
小学校	5学級以下	6学級以上 11学級以下	12学級以上 18学級以下	19学級以上 30学級以下	31学級以上
	別子小（3）	新居浜小（6） 宮西小（6） 浮島小（6） 垣生小（10） 多喜浜小（6） 大生院小（9）	金栄小（13） 惣開小（12） 神郷小（17） 船木小（12） 角野小（18）	金子小（20） 高津小（19） 泉川小（19） 中萩小（25）	
中学校	2学級以下	3学級以上 11学級以下	12学級以上 18学級以下	19学級以上 30学級以下	31学級以上
		東中（10） 西中（6） 北中（6） 泉川中（8） 船木中（6） 大生院中（6） 角野中（9） 別子中（3）	南中（13） 中萩中（14） 川東中（14）		

○学校教育法施行規則（昭和22年文科省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第49条において準用

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」あるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

3 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

(1) 教育的な観点について

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を十分に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

(2) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題について

学校の学級数が少ないことで考えられる学校運営上の課題には次のものが考えられます。

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動や行事の教育効果が下がる。
- ⑥体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑦単学級では学年を一人の教員で運営することになり、指導計画、評価計画、教材研究等を全て個人作業で行うことになる。また、共同研究が難しく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなることがある。
- ⑧校務分掌や地域社会との連携、教育委員会等への調査報告等で、教員一人当たりの役割が相対的に多くなる。
- ⑨緊急対応時や学校経営に問題が生じた場合等、他の教員による支援体制を構築することが難しくなることがある。

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級^{*1}となる場合には、直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ①教員に特別な指導技術が求められる。
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ④実験、観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響について

学級数が少ないことにより生じる学校運営上の課題は、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、児童生徒には次のような影響を与える可能性があります。

- ①集団の中で自己主張や他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③協働的な学びの実現が困難となる。
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥進学等の際には大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑦多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。

(4) 望ましい学校規模について

望ましい学校規模について、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、小学校では複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)が必要であり、また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)が望ましいとされています。

また、中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要であり、また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上確保することが望ましいとされています。

さらに学校教育法施行規則では、小学校、中学校の標準学級数を12学級以上18学級以下と定めています。(ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではない。)

そこで、本市における望ましい学校規模を考えた場合、小学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となってきます。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったり、さらには部活動の数を確保するということを考慮すると、少なくとも1学年4学級以上(12学級以上)とすることが望ましいものと考えられます。

本市として望ましい学校規模

区 分	学 級 数
小 学 校	1 学年 2 学級以上 (12 学級以上)
中 学 校	1 学年 4 学級以上 (12 学級以上)

(5) 望ましい学級規模について

望ましい1学級当たりの児童生徒数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき愛媛県教育委員会が定めた「愛媛県公立小中学校学級編制」に準じて、本市では現在小学校1学年から4学年においては35人、小学校5学年・6学年及び中学校においては40人となっていますが、児童生徒間のコミュニケーション、教員と保護者との情報交換や教員によるテストの評価等の負担を考慮すると小・中学校ともに1学級30人程度が望ましいものと考えられます。現在、新型コロナウイルス感染症対策として3密回避に留意した学校運営を

行っていますが、これらの対策に対しても望ましいと考えられます。

なお、令和3年4月に改正義務標準法が施行されたことに伴い、今後、段階的に学級編制の標準が引き下げられ、令和7年度までに小学校全学年において35人学級となります。

本市として望ましい学級規模

区 分	1学級当たりの児童生徒数
小 学 校	30人程度
中 学 校	30人程度

(6) 学校の適正配置について

学校の適正配置にあたっては、児童生徒の通学条件（通学距離、通学時間）を考慮することが必要ですが、国の基準では適正な規模の条件として、通学距離が「小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内」とされており、通学時間については「おおむね1時間以内」を目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当とされています。

本市にあつては特段の基準は定められていませんが、小学校は徒歩（学校によっては遠方の場合バスも使用可）で通学しており、校区の最も遠いところは通学距離で約3.3km、通学時間は60分です。中学校は徒歩又は自転車（自転車通学の基準は学校により指定距離は異なる）で通学しており、校区の最も遠いところは通学距離で約6.3km、通学時間は35分という状況です。

通学距離については、児童生徒が体力的・精神的に疲労することのないよう、また学校における学習意欲やさまざまな活動に影響を与えることのないように十分配慮する必要があることから、本市における通学距離については、小学校はおおむね3km、中学校はおおむね6km以内が適当だと思われまふ。

なお、学校の統廃合時には、通学距離が遠距離になることが予想されることから、交通安全や交通事情を考慮し、スクールバスの導入などの支援策の検討も必要になってきます。その場合、現在の中学校での一部自転車通学等も含め、全市的な見地から費用負担を考慮した通学支援制度を検討する必要があります。そのほか、徒歩時間の減少による体力の低下や放課後の遊び時間の減少や家庭学習時間の減少等に対する工夫や対策も必要となってきます。

本市として望ましい適正配置の基準

区 分	通 学 距 離	通 学 時 間
小 学 校	おおむね3km以内	おおむね1時間以内
中 学 校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

(7) 規模適正化の検討基準について

ア 規模適正化を検討する学校規模

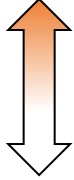


適正化を検討する学校規模について、学級数については、小学校の場合、全学年でクラス替えができない、つまり全ての学年が1学級になった時に、中学校の場合は全学年で2学級以下になった時に、適正化の検討対象とします。

本市の規模適正化検討基準

区 分	学 級 数
小 学 校	全学年でクラス替えができない
中 学 校	全学年が2学級以下

イ 規模適正化の実施順位の考え方

規模適正化の実施順位の考え方について、将来的に適正化を検討しないといけない学校が各地区で発生、あるいは同じ地区で複数発生する可能性も予想されることから、その際の判断基準として、教育指導上の観点からは複式学級の発生、学校規模の大小を、施設上の観点からは建替えの必要性の高いものからという、2つの条件を勘案しながら実施順位を検討していくこととします。

優先度	【教育指導上の観点】	【学校施設上の観点】
高い  低い	・ <u>複式学級の発生</u> ・ <u>学校規模</u> 小さい  大きい	・ <u>施設老朽化による更新(建替)必要性</u> 高い  低い

※¹ 複式学級

国の定める学級編制基準に照らして、児童又は生徒数が少ないために一つの学年の児童又は生徒だけでは学級の編制ができない場合に、同一学級に2個学年を収容して編制する学級。

○複式学級の編制基準

小学校・・・2個学年 16人以下（第1学年の児童を含む場合は8人以下）

中学校・・・2個学年 8人以下

4 規模適正化を図る手法について

学校規模の適正化を図るための具体的な手法として、「通学区域の見直し」と「学校の統廃合」が挙げられますが、本市においては複式学級が存在する規模の学校は存在していないものの、小学校においては別子小学校を除く15校中6校が小規模校となっており、うち4校は全学年においてクラス替えが出来ない現状であり、中学校においても、別子中学校と船木中学校ひびき分校を除く10校中7校は小規模校であることから、通学区域の見直しだけでは将来的に安定した規模を確保することが困難となることが予想されるため、統廃合を軸として考えていく必要があります。また、学校再編の検討をするうえでは、「新居浜市公共施設再編計画」との整合性も必要となってきます。

なお、地域の実情等により統廃合が困難な場合、若しくは統廃合よりも効果が得られると判断される場合は、小中一貫教育^{※1}の導入や他施設との複合化について検討を行ったり、また、地域と連携を取りながら特色ある教育の実践や、ICT機器を活用した遠隔授業の実施など、小規模校ならではのメリットを生かした特色ある学校として存続させることについても手法のひとつとして検討する必要があります。

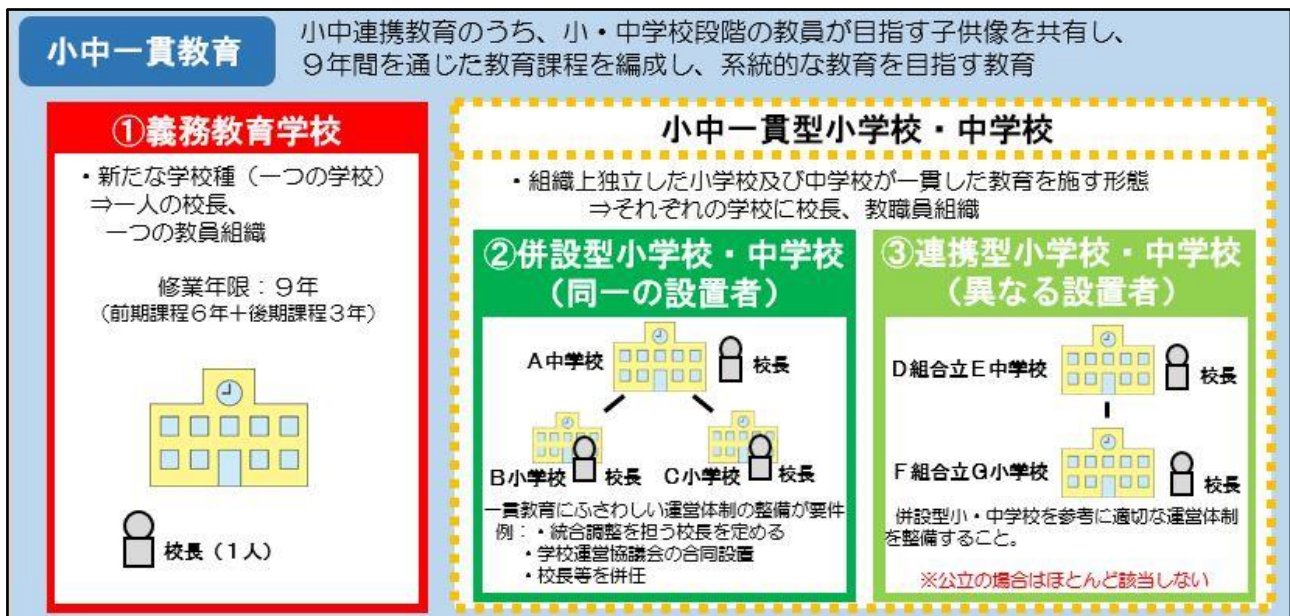
本市においては、古くから小中連携教育が行われており、中学校区ごとに小学校と教育目標を共有したり、小学校と中学校における9年間の学びのグランドデザインにより共通理解が図られています。また、令和元年度より、市内全小・中学校がコミュニティ・スクールとなり、学校と地域が連携協働して、社会総がかりで取り組む教育を推進することができるようになったことから、このコミュニティ・スクールの制度を活かし、教育理念や教育活動の共有化、関係促進を図り、学校規模適正化の検討を機に、地域とともに育つ特色ある学校づくりを、より推進していく必要があります。

※1 小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育。具体的には、小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教育集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小・中学校）の2つである。

導入のメリットとしては、

- 中1の壁・小中ギャップの緩和・解消
 - 系統性・連続性を意識した教育
 - 異学年交流による精神的な発達
 - 継続的な生徒に対する指導
- などが挙げられる。



5 小規模校を存続させる場合の教育の充実

地理的要因や地域の事情により統廃合によって規模適正化を進めることが困難な場合や、小規模校を存続させることが必要な場合は、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を講じる必要があります。

(1) 小規模校のメリットを最大化する方策

教育の機会均等を確保する観点から、小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる必要があります。

ア 小人数を生かした指導の充実

小規模校のメリットを最大限に生かし、例えば次のような取組を行うことが考えられます。

- ①個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する
- ②少人数であることを生かすことでより効果を高めることが期待できる教育活動において、きめ細かな指導や繰り返し指導を徹底する
- ③総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる
- ④少人数であることを生かして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせる
- ⑤隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習を計画的に実施する
- ⑥教育活動全体を通じて、校外学習も含めた様々な体験の機会を積極的に取り入れる

イ 特色あるカリキュラム編成等

教育課程特例校制度なども必要に応じて活用しつつ、校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成することも考えられます。

また、児童生徒数が少ないことや地域とのつながりが密接であること等を生かし、例えば地域のNPO、まちづくり団体、商工業関係団体、伝統文化の保存・継承団体などの協力を得て、教育課程外又は社会教育の枠組みの中で校外学習、体験活動、短期留学、ホームステイなどを行い、そこで得られた成果を学校教育活動に環流させるといった取組も考えられます。

(2) 小規模校のデメリットを解消・緩和する方策

教育の機会均等を確保する観点から、小規模校であることのデメリットを解消したり、緩和したりする方策を講じることが極めて重要になってきます。

小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保したり、様々な体験を積み重ねる必要があることから、小中一貫教育の導入により全体として一定の集団規模を確保したり、保育園や公民館等と複合化することにより異年齢交流の機会を増やすこと等が考えられます。

また、小規模校は同学年や学級内の児童生徒数が少ないために、切磋琢磨する環境を作りにくいという課題が指摘されており、こうした環境の下で、児童生徒に適度な競い合いの気持ちや向上心を育むためには、他の学校との合同授業や合同行事の実施等、意図的な取組を積極的に行う必要があります。

なお、教職員数が少ないことに伴う様々な課題に対しては、県教育委員会の協力も得ながら、地域の実態に応じた工夫を講じる必要があります。

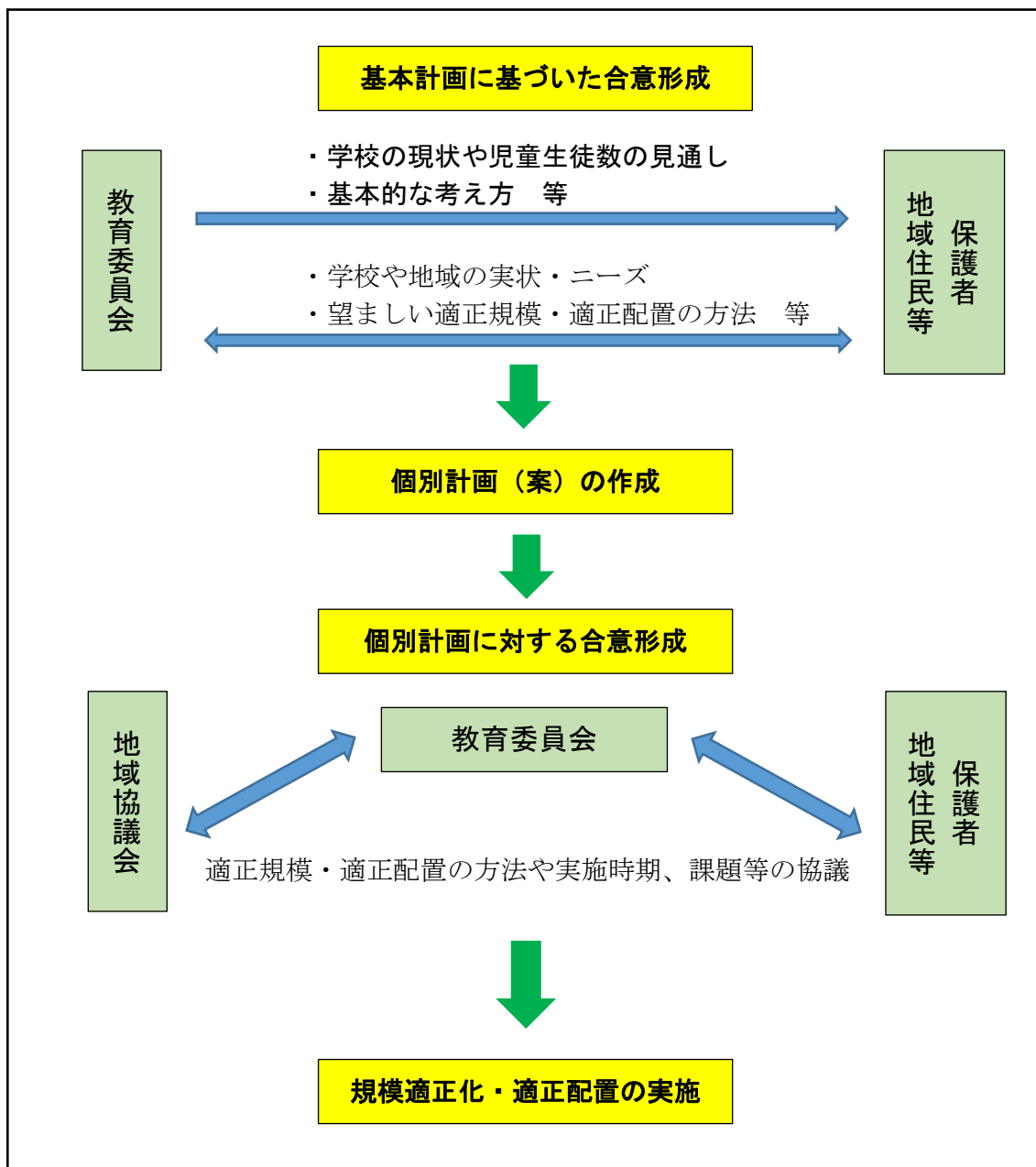
6 規模適正化・適正配置の進め方

学校規模適正化・適正配置を進めていくにあたり、まず保護者や地域住民等に対して、説明会等を通じて、基本計画の考え方とともに学校の現状や児童生徒数の見通し、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方についての共通理解を図るとともに、学校や地域の実状・ニーズ、望ましい適正規模・適正配置の方法等について意見交換を行います。

保護者や地域住民との意見交換結果を踏まえ、個別地域ごとの計画（案）を作成し、各学校の保護者や地域住民、学校関係者等の参加のもとで、対象の校区ごとに地元説明会を開催するとともに、学校運営協議会を中心とした地域協議会（仮称）を設置し、適正規模・適正配置の方法や実施時期、校区における課題等の協議を行います。

保護者や地域住民の理解が得られ、具体的な方向性が定まった場合、教育委員会は各学校の具体的な取り組み方法を決定し、学校、保護者、地域住民等及び行政が協働して、規模適正化・適正配置の具体的な取り組みを実施することとします。

なお、適正化の期間については特に定めて進めませんが、一つの取り組みに対しておおむね5年程度を要すると考えられます。



7 規模適正化・適正配置を進める上で留意すべき事項

(1) 関係者の理解・協力・合意形成を図っていくことについて

学校規模適正化を進めるにあたっては、児童生徒の保護者、就学前の子供の保護者、自治会、地域団体、地域住民と協議の場を設け、危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有していくための丁寧な説明と十分な対話、関係者の十分な意向把握、関係者への検討状況のきめ細やかな情報提供を行い、合意形成を図っていく必要があります。

(2) 学校統合の場合の児童生徒の環境変化への対応について

学校統合が行われた場合、急激な人数の増加に伴う児童生徒の戸惑いや不安をやわらげ、人間関係の構築に留意した学校運営に配慮する必要があるため、不安や悩みを把握するための継続的なアンケート調査の実施等、フォローする体制が必要です。

また、教育方針や教員配置、学校行事が急変することのないよう、学校行事、部活動、PTA等において事前の相互交流を行うなど、統合前の学校運営を十分考慮し、円滑な学習環境づくりに配慮する必要があります。

(3) 通学時間、距離が長くなることに対する対応について

学校統合を行うことにより通学距離が長くなることで、児童生徒が体力的にも精神的にも疲労することで学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないように、スクールバス等の通学手段について配慮する必要があります。その場合、徒歩時間減少による体力の低下への対応や乗車時間の有効活用について検討します。

また、通学路の安全確保についても特段の配慮が求められることから、学校や保護者はもとより、行政や地域が連携して点検や要注意箇所の把握・周知の徹底、登下校時の地域での見守り体制の整備など、児童生徒が安全安心に登下校できるよう十分な配慮が必要です。

(4) 地域コミュニティの核としての性格への配慮について

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

このため、今後、学校の統廃合等を検討するにあたっては、学校と地域との関わりや地域コミュニティに十分配慮することが重要であり、保護者や地域への丁寧な説明を行い、また、地域や市民の意見も聞きながら共通理解を進めていくことが重要となります。

なお、本市では、平成20年度から休校状態が続いていた大島小学校について、平成24年度をもって廃校に、また、児童数の減少から複式学級になる可能性のあった若宮小学校について、平成29年度をもって廃校にしてきた経緯があり、これらの経験や反省点等を踏まえ、学校現場や地域に配慮することが重要です。

(5) 学校と地域との関係を維持する取組について

教育活動において各地域の教育資源を有効に活用したり、各地域の行事と連携した教育活動を実施するなど、適正化により校区が変更となっても、現在の関係が維持していけるように地域と学校との繋がりが希薄しないよう十分な配慮が必要です。

本市においては、全小・中学校でコミュニティ・スクールを導入していることから、このコミ

ユニティ・スクールの制度を活かし、地域・家庭・学校が一体となって教育理念や教育活動の共有化、関係促進を図っていくことが重要になります。

(6) 関連計画との関連性について

本市が保有する公共施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて集中的に整備されており、今後、多額の更新費用が必要となります。これに対して、人口減少や少子高齢化の進行により財政状況は今後ますます厳しくなると予想されます。

このような状況のなか、本市では平成24年1月に「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」、平成26年8月には「新居浜市公共施設白書」を作成しており、これまでの取組内容を踏まえ、次世代に過大な負担を残さない、効果的・効率的な本市の公共施設のあり方の方向性を定め、公共施設の再編の考え方を取りまとめることを目的に、平成30年9月には、「新居浜市公共施設再編計画」を策定しています。

「新居浜市公共施設再編計画」は、学校教育施設や福祉施設も含むいわゆるハコモノと呼ばれる建物196施設を対象施設とし、計画の期間は、平成30年度(2018年度)から令和39年度(2057年度)までの40年間としています。

また、公共施設再編基本方針として、「①まちづくりと連携した公共施設の適正配置、②施設保有量の適正化、③既存施設の長寿命化と有効活用、④施設の安全性の確保、⑤公共サービスの適正化とサービス水準の向上」の5項目を定めています。さらに、数値目標として、「対象公共施設に係る将来費用の30%の削減」を設定しています。

施設類型別の将来費用では、学校教育施設は将来費用全体の約36%であり、大きな割合を占めています。このような分析を踏まえ、施設類型別に取りまとめた管理に関する基本方針においても、学校教育施設のうち義務教育施設については「継続利用(現状維持)を基本とするが、児童数・生徒数の見通しや老朽化の状況などにより、規模縮小や統廃合、他施設との複合化についても検討する。」こととしています。

このことから、学校規模適正化の推進にあたっては、新居浜市公共施設再編計画における基本方針も十分に踏まえる必要があります。

なお、学校施設の複合化等の検討を進めるにあたっては、並行して進められている「公立保育園・幼稚園施設再編計画」との調整、整合を図ることに留意します。

(7) 学校の統廃合に伴う跡地の活用について

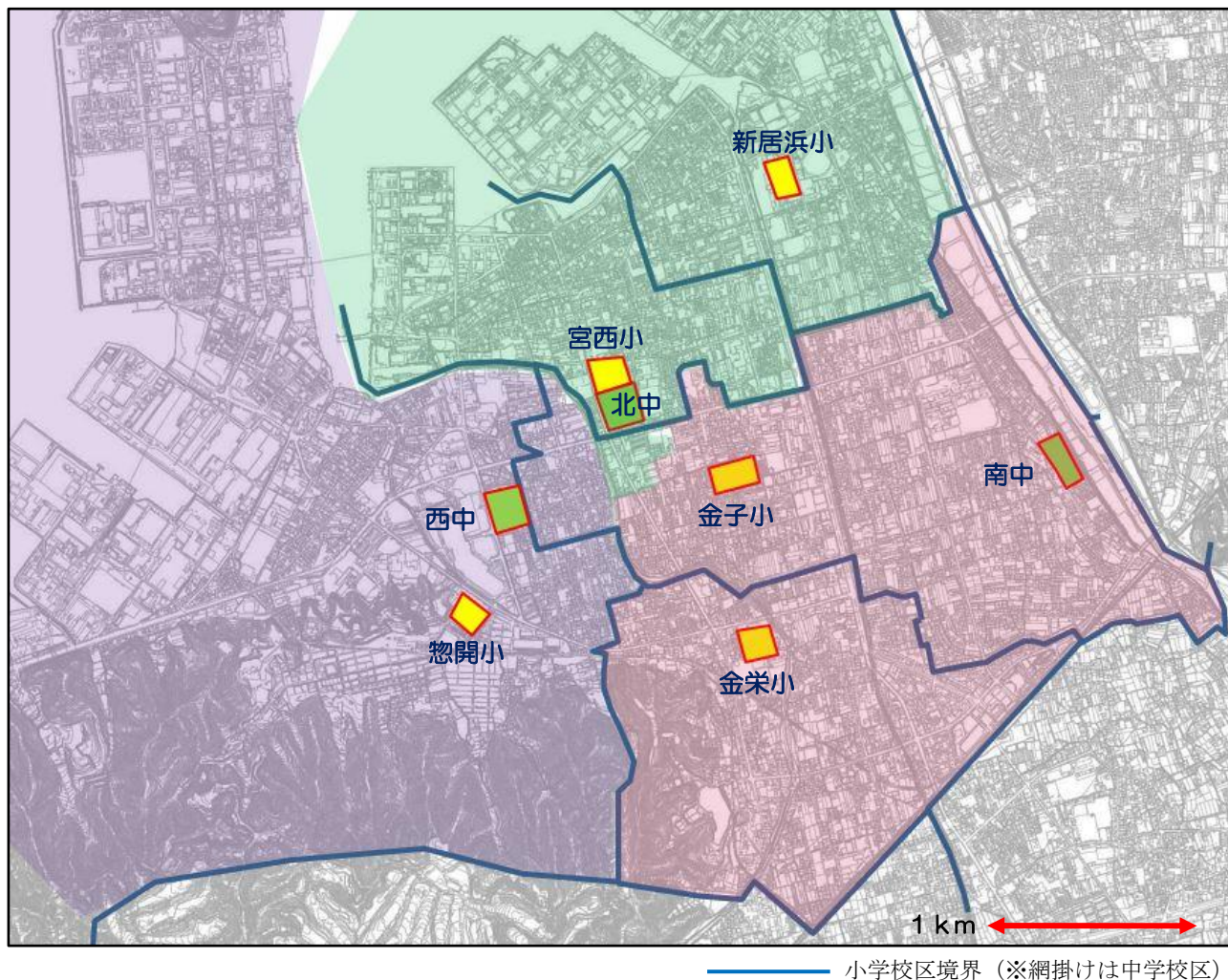
学校施設は、防災拠点としての役割や、地域における文化・スポーツ活動の拠点としての側面を持っていることから、統廃合による学校跡地の活用については、施設の状況や地域の意見を十分に考慮し、全市的な行政施策との調整を図りながら検討することとします。

8 地区ごとの規模適正化基本計画（案）

本市については、地理的に川西地区、川東地区、上部地区と分かれていることから、規模適正化・適正配置にあたっては、それぞれの地区ごとに適正化検討校の対象、具体的方策を考えることとします。なお、適正化検討校の対象に該当することで必ず規模適正化を実施するものではなく、児童生徒の学校生活において、小規模校の課題が顕著化していないかを慎重に見極めながら、小規模校の良さを活かす方策や、課題を緩和する方策を重点的に推進し、十分な教育環境の確保に努めます。それにもかかわらず、教育環境の悪化が懸念される状況においては、保護者や地域の方々の声に耳を傾け、共通理解を図りながら、規模適正化を検討・実施することとします。

計画期間は、令和5年度を初年度とする30年とし、前期・後期の各15年に分け設定し、必要があれば見直しを行います。また、児童生徒数の推移、校舎の建替えや長寿命化改修の時期等を考慮して取組みを進めます。

(1) 川西地区・・・小学校5校、中学校3校



各校の施設の状況

小学校名	建物名	建築年度	築年数	中学校名	建物名	建築年度	築年数
新居浜小学校	校舎	昭和 61 年	36 年	北中学校	校舎 (北棟)	昭和 54 年	43 年
	体育館	昭和 56 年	41 年		校舎 (南棟・武道場)	昭和 62 年	35 年
	プール	平成 元年	33 年		体育館	平成 22 年	12 年
			プール		平成 4 年	30 年	
宮西小学校	校舎 (北棟)	昭和 52 年	45 年	西中学校	校舎 (北棟)	平成 11 年	23 年
	校舎 (南棟)	昭和 54 年	43 年		校舎 (南棟)	平成 13 年	21 年
	体育館	昭和 53 年	44 年		体育館	昭和 36 年	61 年
プール	昭和 62 年	35 年	プール		昭和 43 年	54 年	
惣開小学校	校舎 (西棟)	昭和 55 年	42 年	武道場	昭和 63 年	34 年	
	校舎 (東棟)	昭和 55 年	42 年	南中学校	校舎 (北棟)	昭和 57 年	40 年
	体育館	昭和 55 年	42 年		校舎 (南棟)	昭和 53 年	44 年
	プール	平成 元年	33 年		体育館	昭和 62 年	35 年
			プール		昭和 40 年	57 年	
金栄小学校	校舎	昭和 54 年	43 年	武道場	昭和 61 年	36 年	
	体育館	平成 3 年	31 年				
	プール	平成 25 年	9 年				
金子小学校	校舎 (北棟)	昭和 38 年	59 年				
	校舎 (中棟)	昭和 51 年	46 年				
	校舎 (南棟)	昭和 46 年	51 年				
	体育館	昭和 54 年	43 年				
	プール	平成 3 年	31 年				

○川西地区【小学校】

学校規模から見た規模適正化の必要性判断

適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
新居浜	173	6	162	6	142	6	118	6	92	6	82	6
宮 西	190	6	175	6	146	6	130	6	94	6	71	6
惣 開	346	12	320	12	235	8	198	8	226	10	269	12
金 栄	402	13	402	14	355	12	355	12	409	16	490	18
金 子	594	20	612	20	568	18	522	18	482	18	451	18
計	1,705	57	1,671	58	1,446	50	1,323	50	1,303	56	1,363	60

※学級数は特別支援学級を含まない。

川西地区の5校の小学校のうち、新居浜小学校、宮西小学校については令和4年度現在で既に全学年でクラス替えができない状況で、適正化検討の基準になっていることから、両校を適正化検討の対象とします。

具体的方策としては、統廃合や小中一貫教育の導入、他施設との複合化について検討します。

その他の学校については将来的に適正規模となっていますが、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化を検討します。

○川西地区【中学校】

学校規模から見た規模適正化の必要性判断

適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
西	188	6	233	6	198	6	151	6	142	6	161	6
北	201	6	195	6	167	6	114	3	103	3	92	3
南	473	13	417	12	384	12	374	12	358	9	358	9
計	862	25	845	24	749	24	639	21	603	18	611	18

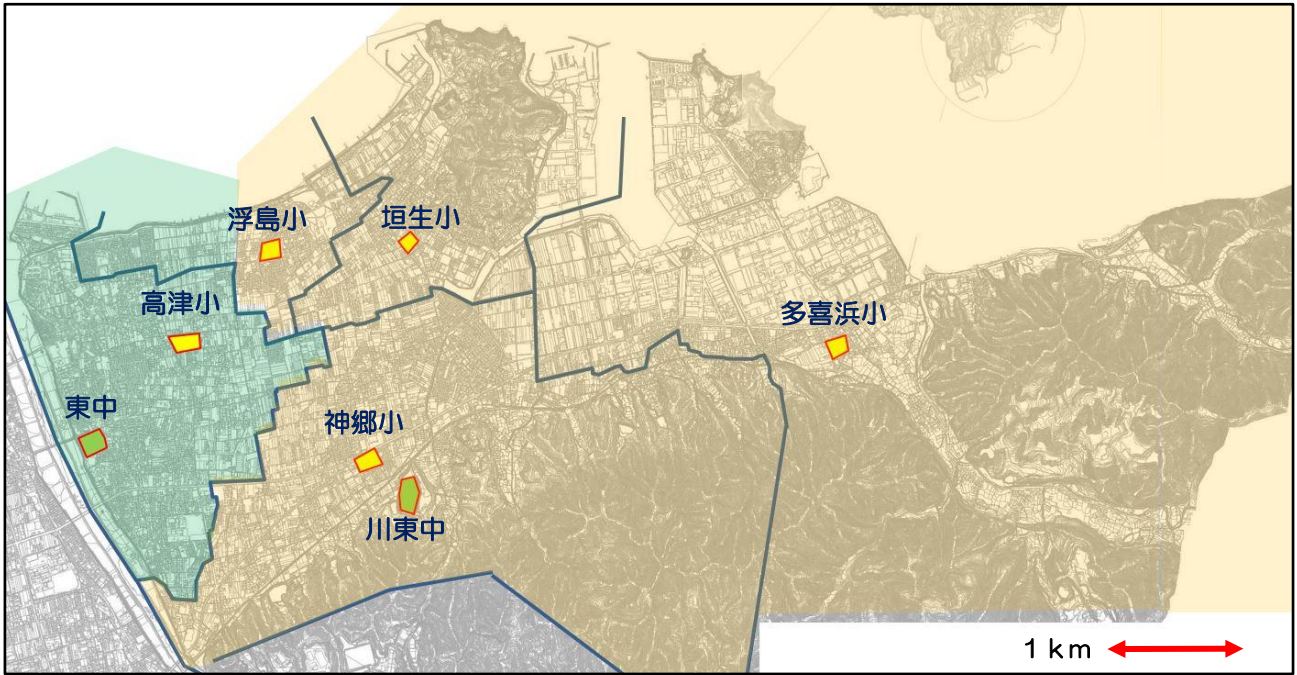
※学級数は特別支援学級を含まない。

川西地区の3校の中学校のうち、西中学校、北中学校については令和4年度現在で既に各学年2学級の状況で、適正化検討の基準になっていることから、両校を適正化検討の対象とします。

具体的方策としては、統廃合や小中一貫教育の導入、他施設との複合化を検討しますが、北中学校については、令和17年度には全ての学年でクラス替えが出来ない状況が見込まれることから、早急に検討を行う必要があります。

南中学校については将来的に適正規模となっていますが、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化を検討します。

(2) 川東地区・・・小学校5校、中学校2校



—— 小学校区境界 (※網掛けは中学校区)

各校の施設の状況

小学校名	建物名	建築年度	築年数	中学校名	建物名	建築年度	築年数
浮島小学校	校舎 (北棟)	昭和 54 年	43 年	東中学校	校舎	昭和 54 年	43 年
	校舎 (南棟)	昭和 50 年	47 年		体育館	昭和 61 年	36 年
	体育館	昭和 52 年	45 年		プール	昭和 39 年	58 年
	プール	昭和 49 年	48 年		武道場	昭和 63 年	34 年
多喜浜小学校	校舎	昭和 55 年	42 年	川東中学校	校舎 (北棟)	昭和 46 年	51 年
	校舎 (特別教室棟)	平成 26 年	8 年		校舎 (南棟)	昭和 45 年	52 年
	体育館	平成 6 年	28 年		校舎 (生徒ホール西)	昭和 46 年	51 年
	プール	昭和 48 年	49 年		校舎 (生徒ホール東)	昭和 46 年	51 年
垣生小学校	校舎	昭和 53 年	44 年	体育館	昭和 46 年	51 年	
	体育館	昭和 57 年	40 年	プール	昭和 47 年	50 年	
	プール	平成 14 年	20 年	武道場	昭和 61 年	36 年	
神郷小学校	校舎 (北棟)	昭和 39 年	58 年				
	校舎 (西棟)	昭和 55 年	42 年				
	体育館	昭和 50 年	47 年				
	プール	昭和 48 年	49 年				
高津小学校	校舎 (北棟)	昭和 48 年	49 年				
	校舎 (南棟)	昭和 53 年	44 年				
	校舎 (管理棟)	昭和 54 年	43 年				
	体育館	昭和 55 年	42 年				
	プール	平成 5 年	29 年				

○川東地区【小学校】

学校規模から見た規模適正化の必要性判断

適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
浮島	114	6	114	6	98	6	102	6	126	6	147	6
多喜浜	123	6	128	6	126	6	128	6	120	6	93	6
垣生	238	10	225	12	210	8	198	8	187	6	191	6
神郷	518	17	566	18	587	18	614	18	591	18	517	18
高津	597	19	604	20	619	18	661	24	665	24	656	24
計	1,590	58	1,637	62	1,640	56	1,703	62	1,689	60	1,604	60

※学級数は特別支援学級を含まない。

川東地区の5校の小学校のうち、浮島小学校と多喜浜小学校については、令和4年度現在で既に適正化検討の基準になっています。垣生小学校についても、令和22年度には適正化の検討基準となる見込みですが、当面は浮島小学校と多喜浜小学校を適正化検討の対象とします。

具体的方策としては、統廃合や他施設との複合化を検討しますが、多喜浜小学校については、地理的要因から神郷小学校への統合が困難であることから、公民館や保育園など、他施設との複合化を行い、小規模校ならではのメリットを生かした特色ある学校として存続させることについても検討を行います。

その他の学校については将来的に適正規模となっていますが、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化を検討します。

○川東地区【中学校】

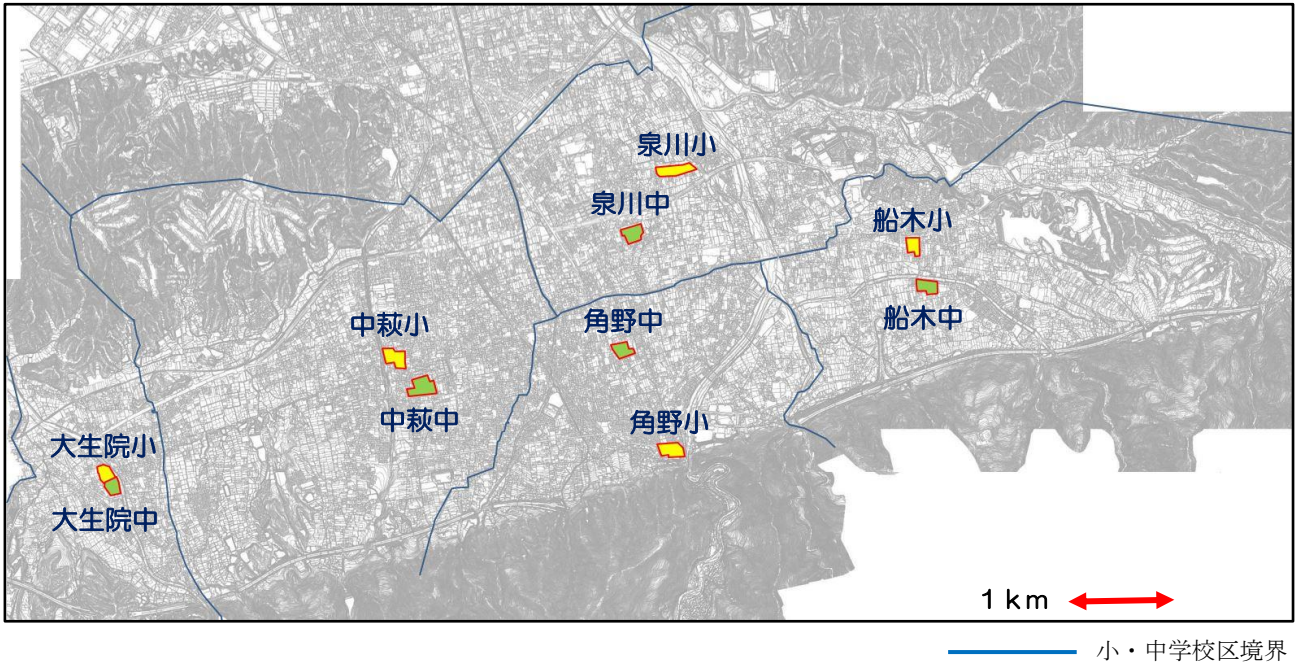
学校規模から見た規模適正化の必要性判断

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
東	379	10	350	9	334	9	340	9	366	12	369	12
川東	507	14	507	15	504	15	494	15	520	15	502	15
計	886	24	857	24	838	24	834	24	886	27	871	27

※学級数は特別支援学級を含まない。

川東地区には2校の中学校が存在します。東中学校は小規模校となっていますが、将来的に適正規模となる見込みです。川東中学校についても適正規模となっており、現状のままで問題がないと思われませんが、浮島校区における中学校区の見直しを検討する必要があります。また、施設の更新時期にあわせて規模の縮小や他施設との複合化を検討します。

(3) 上部地区・・・小学校5校、中学校5校（別子小中学校を除く）



各校の施設の状況

学校名	建物名	建築年度	築年数	学校名	建物名	建築年度	築年数
大生院小学校	校舎	昭和 54 年	43 年	大生院中学校	校舎	昭和 56 年	41 年
	体育館	昭和 53 年	44 年		体育館・武道場	平成 元年	33 年
	プール	平成 29 年	5 年	船木中学校	校舎（北棟）	昭和 55 年	42 年
船木小学校	校舎	昭和 53 年	44 年		校舎（南棟・武道場）	昭和 62 年	35 年
	体育館	昭和 56 年	41 年		体育館	平成 2 年	32 年
	プール	昭和 54 年	43 年	プール	昭和 44 年	53 年	
角野小学校	校舎（東棟）	昭和 33 年	64 年	角野中学校	校舎（北棟）	昭和 49 年	48 年
	校舎（西棟）	昭和 46 年	51 年		校舎（南棟）	昭和 54 年	43 年
	校舎（中東棟）	昭和 36 年	61 年		校舎（特別教室棟・武道場）	昭和 63 年	34 年
	校舎（中中棟）	昭和 38 年	59 年	体育館	昭和 56 年	41 年	
	校舎（中西棟）	昭和 42 年	55 年	プール	昭和 41 年	56 年	
	体育館	昭和 53 年	44 年	泉川中学校	校舎	昭和 54 年	43 年
	プール	平成 16 年	18 年		校舎（特別教室棟・武道場）	昭和 62 年	35 年
泉川小学校	校舎（北棟）	昭和 53 年	44 年	体育館・プール（屋上）	平成 2 年	32 年	
	校舎（南棟）	昭和 46 年	49 年	中萩中学校	校舎	昭和 52 年	45 年
	体育館	昭和 52 年	45 年		体育館	昭和 56 年	41 年
	プール	平成 6 年	28 年		プール	昭和 59 年	38 年
中萩小学校	校舎（北棟）	昭和 51 年	46 年		武道場	昭和 63 年	34 年
	校舎（中棟）	昭和 42 年	55 年				
	校舎（南棟）	昭和 46 年	51 年				
	体育館	昭和 54 年	43 年				
	プール	昭和 60 年	37 年				

※泉川小学校の校舎（南棟）は平成 28 年度に長寿命化改修

○上部地区【小学校】

学校規模から見た規模適正化の必要性判断

適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
大生院	237	9	241	12	225	12	188	8	166	6	150	6
船木	343	12	318	12	288	12	269	12	234	12	195	8
角野	594	18	581	18	581	18	591	18	593	18	538	18
泉川	602	19	624	18	528	18	432	14	436	16	474	18
中菰	811	25	826	24	799	24	704	24	586	20	501	18
別子	8	3	2	1	4	2	6	3	6	3	6	3
計	2,595	86	2,592	85	2,425	86	2,190	79	2,021	75	1,864	71

※学級数は特別支援学級を含まない。

上部地区には地理的に隣接校との統合が困難な別子小学校を除くと5校の小学校が存在します。このうち大生院小学校について、令和22年度には全ての学年で1学級となる見込みで、児童数も年々減少傾向にあります。地理的要因から中菰小学校への統合が困難であることから、隣接する大生院中学校との小中一貫教育の導入を検討します。また、施設の更新時期に合わせて、大生院小学校、大生院中学校、大生院公民館、大生院保育園を1つにまとめて複合化を検討します。

その他の学校については将来的に適正規模となっていますが、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化、あるいは小中一貫教育の導入について検討します。

○上部地区【中学校】

学校規模から見た規模適正化の必要性判断

適正化検討基準以下

学校名	R 4 年度 (5/1現在)		将来推計									
			R 7		R 1 2		R 1 7		R 2 2		R 2 7	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
大生院	130	6	116	3	109	3	102	3	80	3	73	3
船木	189	6	159	6	132	6	126	6	111	3	96	3
泉川	263	8	256	9	264	9	196	6	175	6	188	6
角野	312	9	243	9	255	9	249	9	258	9	258	9
中菰	475	14	403	12	415	12	389	12	328	9	271	9
別子	18	3	18	3	15	3	18	3	18	3	18	3
計	1,387	46	1,195	42	1,190	42	1,080	39	970	33	904	33

※学級数は船木ひびき分校、特別支援学級を含まない。

上部地区には地理的に隣接校との統合が困難であり、また地域外から生徒を受け入れ、寄宿舎も整備して特色ある学校運営を行っている別子中学校を除くと5校の中学校が存在します。このうち大生院中学校と船木中学校については令和4年度で既に適正化検討の基準となっており、泉川中学校も令和17年度には適正化検討の基準となる見込みですが、上部地区は合併前の町村単位で小学校、中学校が配置されていることから、それぞれ地域性に配慮して小学校との小中一貫教育の導入や、施設の更新時期にあわせて、規模の縮小や他施設との複合化を検討します。特に大生院中学校については、令和7年度には全学年でクラス替えが出来ない状況が見込まれることから、隣接する大生院小学校との小中一貫教育の導入について、早急に検討する必要があります。

9 基本計画の見直し

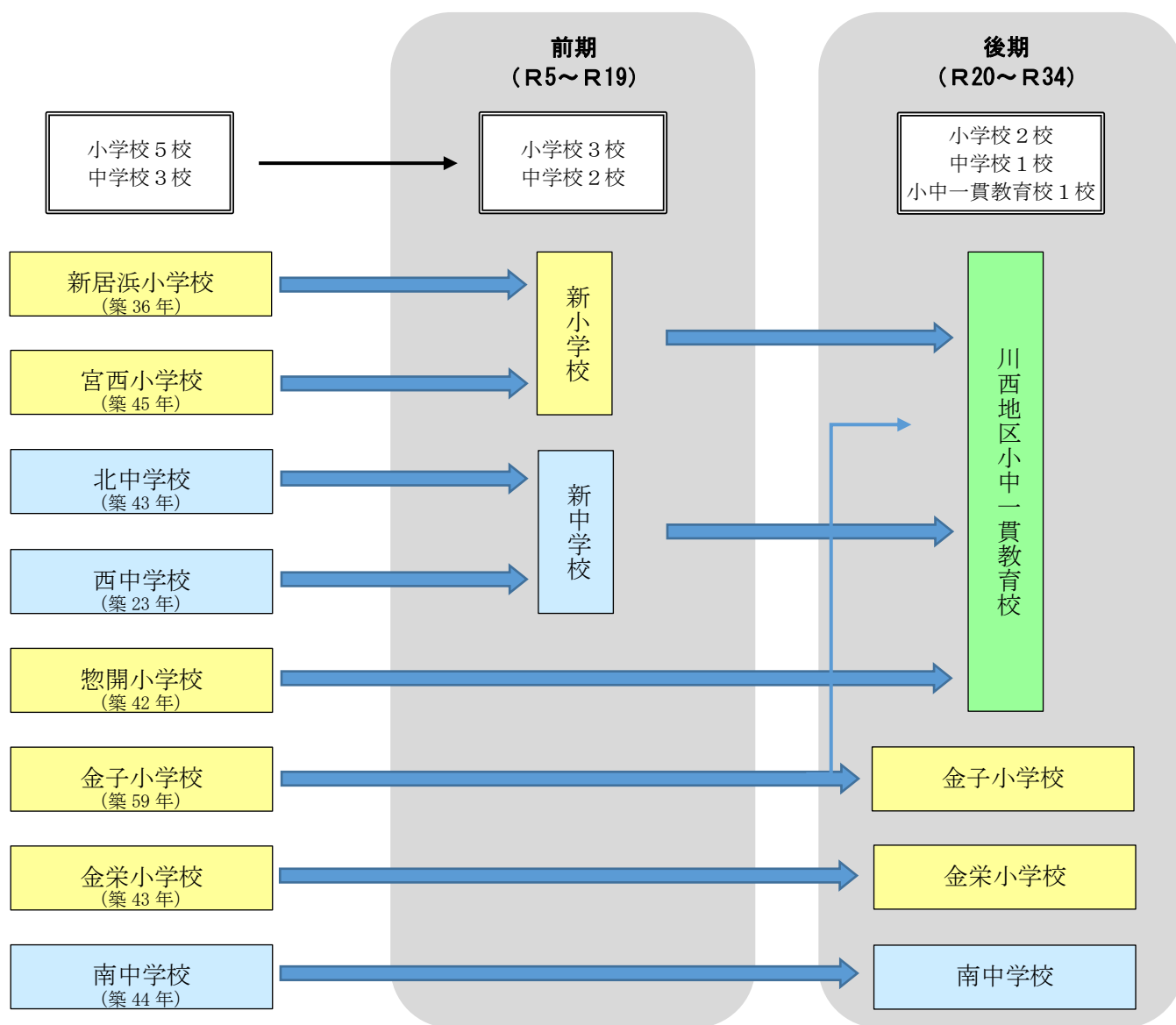
小・中学校の適正規模・適正配置の検討には、児童生徒数や学校施設の老朽化状況、教育内容や財政状況、地域コミュニティへの影響等、現在から将来にわたる様々な要因が絡み合ってきます。

今後、教育制度の変更や社会情勢の変化、児童生徒数の将来予測を踏まえ、おおむね5年ごとに本計画の見直しを行うこととします。

各地区における適正規模・適正配置のイメージ

このイメージは、学校規模の適正化を検討していく上で、教育委員会
が参考として示すものであり、必ずしも、このイメージのとおり
に規模適正化を進めていくものではありません。

川西地区における適正規模・適正配置のイメージ



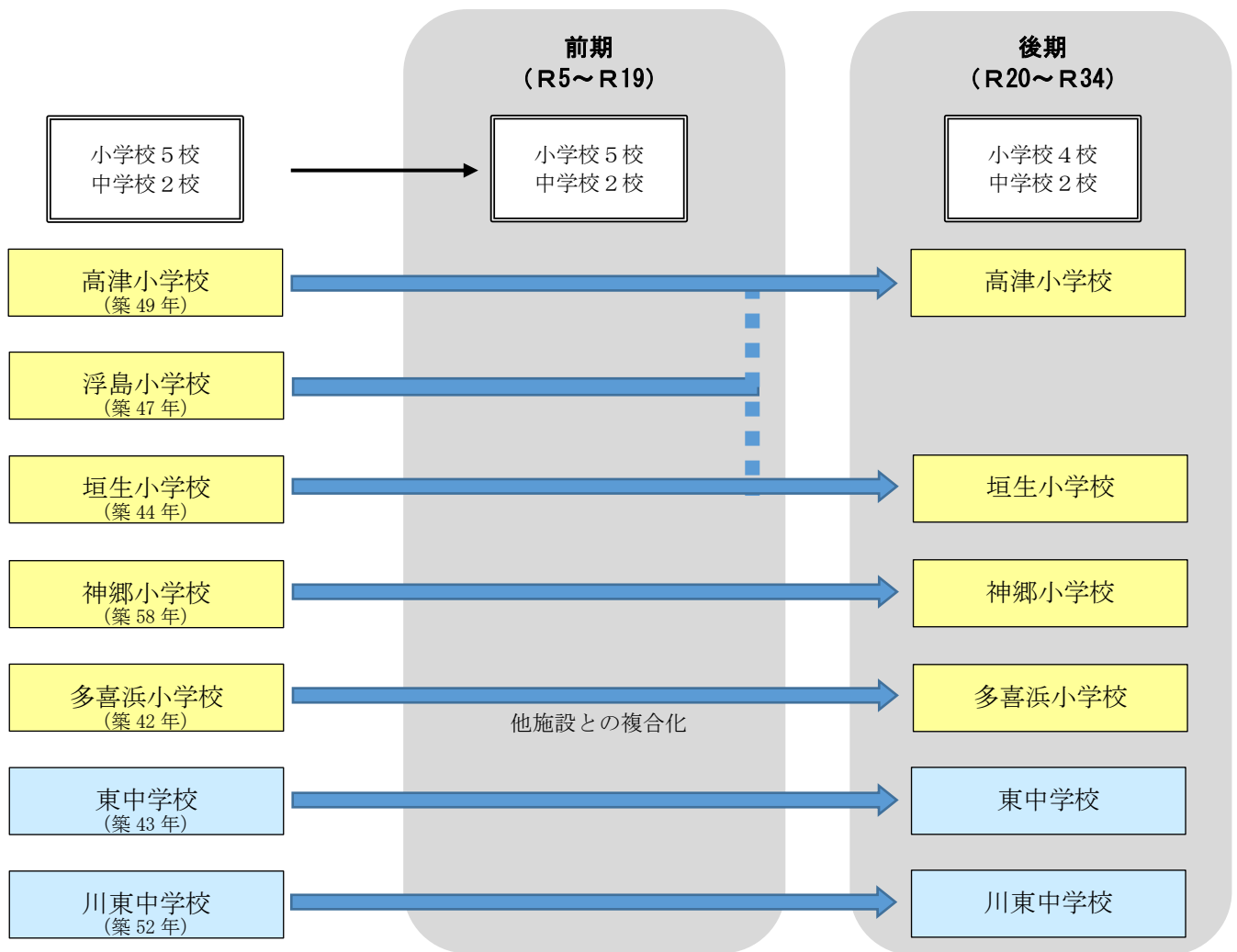
■ 計画期間【前期】

- ・ 新居浜小学校と宮西小学校を統合して新小学校の設置を検討
- ・ 北中学校と西中学校を統合して新中学校の設置を検討

■ 計画期間【後期】

- ・ 新小学校、新中学校及び惣開小学校を統合し、小中一貫教育校の設置を検討
- ・ 小中一貫教育校の設置に合わせ、金子小学校区の通学区域の一部見直しの実施を検討

川東地区における適正規模・適正配置のイメージ



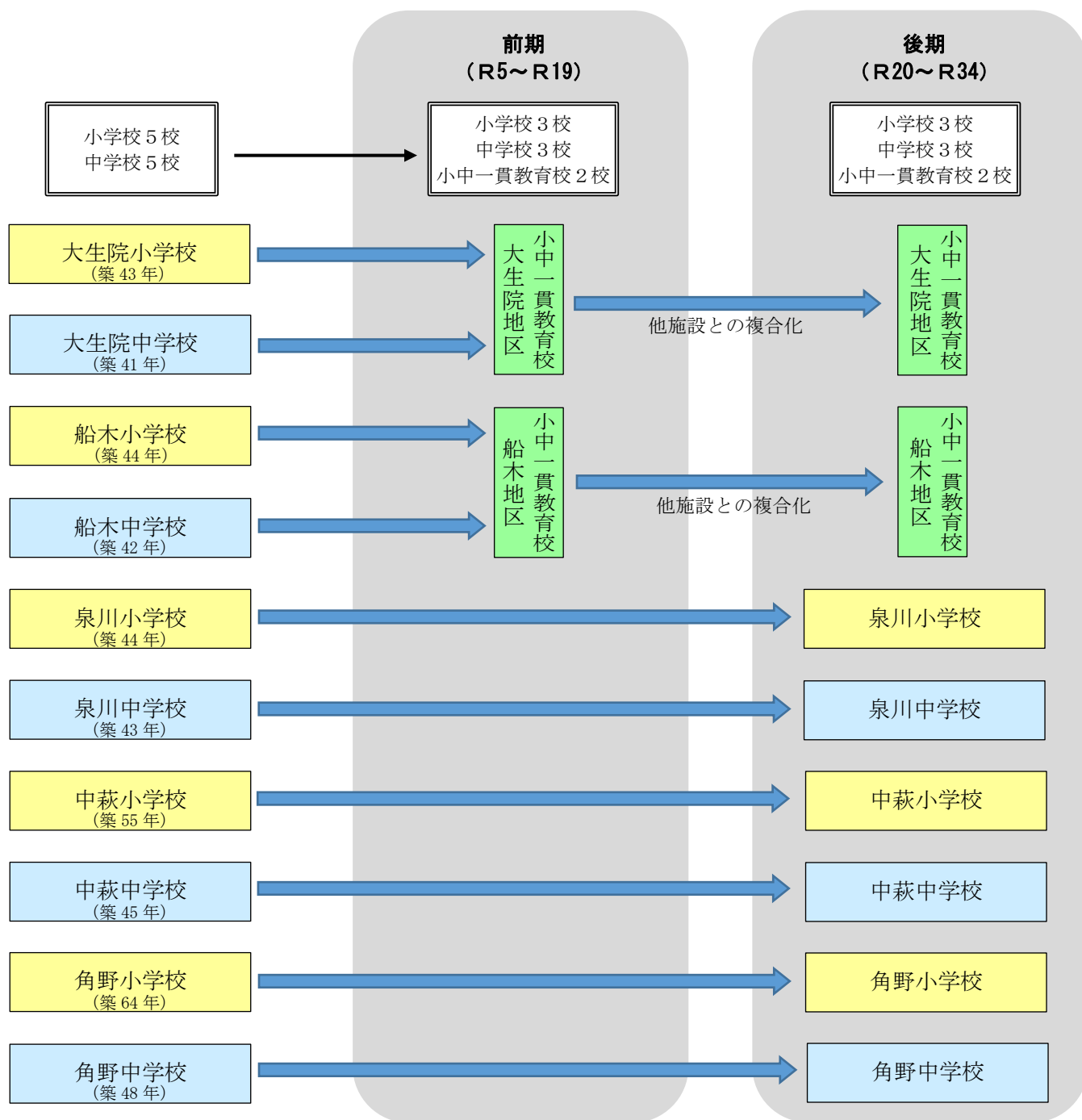
■ 計画期間【前期】

- ・ 浮島小学校について、高津小学校及び垣生小学校への統合を検討

■ 計画期間【後期】

- ・ 多喜浜小学校について、保育園や公民館との複合化を検討

上部地区における適正規模・適正配置のイメージ



■計画期間【前期】

- ・大生院小学校と大生院中学校との小中一貫教育校の設置を検討
- ・船木小学校と船木中学校との小中一貫教育校の設置を検討

■計画期間【後期】

- ・大生院地区小中一貫教育校、船木地区小中一貫教育校について、それぞれ施設の一体化及び他施設との複合化を検討

新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画

発 行 令和5年4月
発行者 新居浜市教育委員会
編 集 新居浜市教育委員会事務局 学校教育課
〒792-8585
新居浜市一宮町一丁目5番1号
TEL 0897-65-1301
FAX 0897-65-1306
E-mail gakkou@city.niihama.lg.jp